

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法等の一部を改正する法律		
規制の名称	AIJ投資顧問株式会社事案を踏まえた資産運用に係る規制の見直し		
担当部局	金融庁企画市場局総務課保険企画室 金融庁企画市場局総務課信用制度参事官室	電話番号: 03-3506-6000(内線:3573) 電話番号: 03-3506-6000(内線:3577)	e-mail: RIA@fsa.go.jp e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年5月31日		
事前評価時の想定との比較	<p>規制の事前評価時、投資一任業者であるAIJ投資顧問株式会社において、顧客に対し、虚偽の情報に基づき投資一任契約の締結の勧誘を行うとともに、契約締結後も、虚偽の情報を記載した運用報告書を交付する等の法令違反が発覚。本事案は投資一任業者について発生したものであるが、運用受託機関である生命保険会社及び信託会社についても、同様の事案が発生することを防止するため、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくする仕組みを構築する必要があった。</p> <p>規制の事前評価後、課題を取り巻く社会経済情勢の変化や科学技術の変化による影響は特段生じておらず、また、想定していなかった影響も特段発現していない。</p>		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等	事前評価時の推計等との比較	
遵守費用	<p>(1) 生命保険会社の運用実績運動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化 規制の導入前は、保険会社は、保険業法第100条の2に基づく業務運営に関する措置として、運用実績運動型保険契約に係る運用報告書を作成し、顧客へ交付するための態勢を整備することが求められていた。そのため、当該規制の導入前から、運用受託機関である保険会社においては、運用実績運動型保険契約に係る運用報告書を作成し顧客へ交付しており、当該規制の導入によって新たに費用が発生している状況にはない。</p> <p>(注) 当該規制は、保険業法第100条の5を新設し、保険会社に対して、態勢整備ではなく、運用報告書の作成及び顧客への交付そのものを義務付けることにより、法令違反(運用報告書の虚偽記載等)に対する罰則の強化を行ったもの。</p> <p>(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ 当庁がヒアリング等を通じて、交付頻度の引上げに係る主だった追加費用を確認したところ、同報告書を作成するための追加費用として、人件費や監査法人に対する報酬等、システム構築費用といった費用に特段の増加は認められなかった。一方、同報告書を交付するための追加費用として厚生年金基金等に対する郵送費用が挙げられるが、厚生年金基金等を受託する4社の5年間の合計で約19.3百万円の郵送費用の追加負担が認められた。この点については、厚生年金基金等からの受託に伴う4社の年間信託報酬額は、約6,461百万円(平成29年度)であり、当該郵送費を大幅に上回っていることから、過大な遵守費用が発生している状況にはない。</p>		<p>(1) 生命保険会社の運用実績運動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化 事前評価時、生命保険会社において、運用実績運動型保険契約について運用報告書を作成する費用及び契約者に交付するための費用が増加するとしていたところ、このような追加的な費用は発生していない。</p> <p>(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ 事前評価時、信託会社において、信託財産状況報告書の交付頻度が引き上げられることにより、厚生年金基金等の顧客に対して同報告書を作成及び交付するための費用が増加するとしていたところ、過大な遵守費用は発生していない。</p>
行政費用	<p>(1) 生命保険会社の運用実績運動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化 上記[遵守費用]のとおり、従当該規制の導入前から、運用受託機関である保険会社においては、運用実績運動型保険契約に係る運用報告書を作成し、顧客へ交付するための態勢整備を行っており、行政庁(国)においては、このような態勢整備の状況について保険会社に対し検証を行っていた。</p> <p>したがって、保険会社に対し当該規制に係る検証を行う費用が新たに発生している状況にはない。</p> <p>(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ 当該費用については、金融行政上、モニタリングの一環として、リスク管理態勢等の状況を統合的に把握しているところであり、信託会社の規制の遵守状況を確認するために多額の追加費用が発生している状況にはない。</p>		<p>(1) 生命保険会社の運用実績運動型保険契約に係る運用報告書交付の義務化 事前評価時、行政庁(国)において、生命保険会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生するとしていたところ、このような追加的な費用は発生していない。</p> <p>(2) 信託会社が作成する信託財産状況報告書の交付頻度の引上げ 事前評価時、行政庁(国)において、信託会社の規制の遵守状況を確認するための費用が発生するとしていたところ、このような追加的な費用は発生していない。</p>
効果(定量化)	<p>規制の導入後、運用報告書の虚偽記載等の法令違反は発生していない。また、当庁が保険会社等へのヒアリング等を通じて運用受託機関の厚生年金基金等の投資運用に係る相談・苦情の状況を確認したところ、当該相談・苦情が増加している状況にない。そのため、当該規制は、運用受託機関の厚生年金基金等の投資運用に係る顧客の適切な投資判断に資するものとなっているものと考えられる。</p> <p>したがって、当該規制により一定の効果(便益)があったものと推察される。</p>		<p>事前評価時、運用受託機関において、運用報告書の交付や信託財産状況報告書の交付頻度を引き上げる等の措置を講じることにより、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくなり、適切な投資判断に資するとしていたところ、このような効果(便益)があったものと推察される。</p>
便益(金銭価値化)	<p>規制の便益については効果と同じ。</p>		<p>規制の便益については効果と同じ。</p>
副次的な影響及び波及的な影響	<p>事後評価時において、当該規制による副次的な影響として、運用受託機関の厚生年金基金等から信託財産状況報告書の記載内容について照会を受ける頻度が増える等、厚生年金基金等の資産運用に対する意識が向上した事例が認められた。</p> <p>なお、規制の事前評価時に意図していなかった負の影響について把握しているものはない。</p>		<p>事前評価時、副次的な影響及び波及的な影響は想定していなかったところ、負の影響は認められない一方で、厚生年金基金等の資産運用に対する意識が向上した事例が認められた。</p>
考察	<p>事前評価時において想定していた遵守費用及び行政費用については、多額の追加費用が発生している状況にはない。一方で、当該規制の導入による効果(便益)については、当該規制を講じることにより、運用報告書の虚偽記載等の法令違反は発生しておらず、厚生年金基金等の投資運用に係る顧客が問題を発見しやすくなり、当該顧客における適切な投資判断に資するといった効果(便益)が発生しているものと考えられる。</p> <p>したがって、当該規制は引き続き必要であり、規制の見直しは不要と考えられる。</p>		
備考	<p>特になし。</p>		